

## 社会 保障 法 判 例

福 田 素 生

自動車の所有及び借用等を禁止した指示に違反したとして課された生活保護の廃止処分が取り消された事例

福岡地方裁判所平成10年5月26日判決(平成6年(行ウ)第31号, 保護廃止決定処分取消請求事件)『判例タイムズ』No. 990, 157頁

### I 事実の概要

1 Xは平成元年7月24日前夫と離婚し、同年9月9日、Xを世帯主とし、X及び4子からなる世帯で生活保護を申請し、Y(被告、大牟田市福祉事務所長)は同日付けで生活保護を開始(以下「本件保護」という。)した。またYは同年11月10日付けでXに対し、自動車の所有、借用及び仕事以外での運転を禁止するとした指示文書(以下「本件指示」という。)を交付した。

2 Xは、平成5年10月1日自動車で被告事務所を訪問した帰途、自動車運転を担当ケースワーカーに現認され、同月6日を期日とする聴聞通知書を交付された。Xは同日被告事務所に出頭し、担当課長以下と面会した。

3 Yは、Xが本件指示に違反したとして平成5年10月18日付けで、翌月1日をもって保護の廃止を決定(以下「本件処分」という。)した。

4 Xはこの決定に対し福岡県知事に対し審査請求し、さらに厚生大臣に対し再審査請求したが、いずれも棄却されたため、取消を求めて提訴<sup>1)</sup>した。

5 これに対し福岡地方裁判所は、Xの指示違

反行為は直ちに廃止処分を行うべき程悪質なものとは言えず、保護廃止処分は重きに失し処分の相当性を欠き違法であるとして本件処分を取り消した。

6 被告が控訴しなかったため判決は確定した。

### II 判 旨

1 本件指示が生活保護法27条に基づく指示に該当するか

「27条指示は、保護支給開始後、実施機関が保護費の利用状況や就労状況等を継続的に把握した上で必要があると認めた場合に、まずは口頭により行い、続いて書面により行うという経過をたどるのが通常と考えられる。」

「被告が、旧世帯に対する従前の保護の経緯や今回の申請の直前まで原告らが自動車を所有していたと考えられたことから、離婚後の原告世帯においても、保護開始の時点において、自動車の所有等を禁止する旨の27条指示が必要であると判断したことには一応合理性が認められ、また、右の判断材料及び経過からすると、指示の方法として、もはや口頭にはよりがたく文書による指示が必要と判断したことについても裁量権の逸脱があ

ったものということはいできない。」

## 2 本件指示の内容の違法性

### (1) 生活保護法4条1項の「資産の活用」の意義と借用物の扱い

「法4条にいう「資産」としては、要保護者において売却等の処分権限を有するものを指称する……「資産」とは、要保護者が所有権ないしこれに準ずる権利を有するもの、具体的には所有物のほか例えば借地権（賃借権又は地上権）付き建物における借地権などを指すものと解され、他人からの借用物のように要保護者に処分権限がないものは、同条にいう「資産」には含まれないものというべきである。」

「しかしながら、要保護者が借用物を利用して生活している場合において、右借用物の使用による利益を全く考慮せずに、他の要保護者と同等の保護を受給できるというのでは、他の被保護者や保護を受けていない低所得者層との関係で均衡を失することになるのみならず、借用物であればいかなるものでも被保護者はこれを利用できると解することは、そもそも最低限度の生活の需要を満たしつつこれを超えない範囲で保障しようとする法の趣旨（法1条、3条、8条参照）にも反することになる。したがって、法4条による資産の活用というときに、当該資産が最低限度の生活の内容として適当かどうかという観点からその保有の可否が検討されるのと同様に、借用物についても、そもそもこれを利用することが最低限度の生活として容認できるかどうかという観点を含めて、その借用の可否が検討されることになるのは当然であり、……」

### (2) 自動車の所有及び借用の可否

「生活用品としての自動車の所有及び借用は、課長通達の間9及び間12のような例外的な場合を除いて、原則的に認められないものとされている。自動車は、近時急速に普及率が高まっているけれども、その本体価格自体高額な物品であり、維持費（燃料費、車検等の点検整備費、駐車場代、自賠責の保険料）や任意保険の保険料等の負担も相当額にのぼるため、本件指示時及び本件処分時

においてもなお、一般的には最低限度の生活には相応しくない高価な生活用品であるという観念が依然として根強く残っていたもの（原告について、被保護者が自動車を運転しているとの通報が一度ならずあったのもそのような国民感情の表れである。）といわざるを得ない。そうすると、前記のような自動車の所有及び借用に関する通達等の取扱いは一応合理性を有するものといえることができる。ただ、自動車の著しい普及の拡大及びそれに伴いかなり低価格の中古車等も出回るようになってきていることなどの社会情勢の変化にかんがみれば、……①通勤のための公共交通機関を利用することが著しく不便である場合や身体障害者の通勤、通院、通学など自動車を利用する必要性が高いこと、②保有にかかる自動車の価格が低廉であること、③維持費等が他からの援助等により確実にまかなわれる見通しがあることなどの要件を満たし、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときには、例外的に保有が認められるというように、その要件を一定程度緩和して解釈・運用する必要があるというべきである。」

「自動車の借用についても、それが相当期間にわたり継続するものであるときは、その外観上も所有と区別する理由はないから、その所有に関する議論がそのまま当てはまるものというべく、したがって前記(二)と同様の要件でその可否を検討するのが相当である。もっとも、借用の場合には、……これを禁止すべき度合いは小さくになると考えられる。」

### (3) 本件指示の適法性

「そうすると、本件指示前は、旧世帯及び原告について自動車の所有及び借用を容認すべき事情は何ら認められなかったことになる。

このような経過からすると、被告が前記2(一)でみた自動車保有についての取扱いに関する通達等を踏まえて、原告に対し、自動車の所有等を禁止する指示を与えたことは相当というべきである。もっとも、本件指示は、自動車の所有、借用及び仕事以外での運転を一切禁止するかの如き表現となっているところ、前記2で述べたとおり、生活用品としての自動車の所有等は原則として禁止さ

れるものの、一定の要件を満たすときには許容される場合もあるのであり、まして仕事以外での自動車の運転を全面的に禁止されるいわれはないから、本件指示はその表現においていささか適切さを欠いているものといわざるを得ない。しかしながら、問題はその実際の運用であり、……、本件指示の表現にやや不適切な部分があったからといって、直ちに本件指示が、その内容において違法性を有することにはならない。」

### 3 本件指示違反の有無

「以上によれば、原告の自動車使用については、前記ミモレ・ダイコクへの通勤時の使用を除いても、鳳来軒勤務時等本件指示に違反する利用が認められたことは明らかである。」

### 4 本件処分の手続き上の違法

「法 62 条 4 項は、保護の実施機関が 27 条指示違反を理由とする保護の廃止等の処分をする場合には、被保護者に対しては弁明の機会を与えなければならず、その場合あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならないと定めているところ、右認定事実によれば、被告はこれらの手続きを履践した上で本件処分を行ったものと認められ、原告主張のような手続き上の違法は認められない。」

### 5 本件処分の相当性

「指示違反を理由に被保護者に不利益処分を課す場合には、被保護者の保護の必要性にも十分配慮する必要がある、特に保護の廃止処分は、被保護者の最低限度の生活の保障を奪う重大な処分であるから、違反行為に至る経緯や違反行為の内容等を総合的に考慮し、違反の程度が右処分に相当するような重大なものであることが必要であって、それに至らない程度の違反行為については、何らかの処分が必要な場合でも、保護の変更や停止などのより軽い処分を選択すべきである。原告の場合、本件指示違反の行為が繰り返されており、しかも従前の経緯からしても、原告の規範意識の希薄さは否定できず、とりわけ、自動車購入を理由

に第二次保護が廃止された経緯まで有する割には、原告の自動車使用に対する姿勢は余りに安易ではないかとの感が強く、原告側の問題性も決して小さくない。しかしながら、原告世帯の要保護性は高い上、本件処分的前提となる本件指示の態様及びその内容等に前記のとおり問題があること、直接の違反行為自体の内容が自動車の借用による使用であって、しかもそのうちの一部については許容される余地もあること、近時自動車の普及率が著しく高まり、以前に比べると比較的身近な生活用品になってきていることなどの事情も考え併せると、原告の違反行為は直ちに廃止処分を行うべき程悪質なものとまでいうことはできず、保護の実施機関としては、処分に至るまでになお自動車使用に関する適切な指導を試み、又はこの際何らかの処分が必要であるとしても、保護の変更や停止といったより軽い処分を行うなどして、原告の規範意識の涵養に努める必要があったと考えられる。これらの事情を総合して判断すると、被告が原告に対し、平成 5 年 10 月の時点で、直ちに最も重大な保護廃止処分を行ったことは重きに失し、処分の相当性において、保護実施機関に与えられた裁量の範囲を逸脱したものであるべきであって、本件処分は違法な処分といわざるを得ない。」

## III 検 討

### 1 本判決の意義

生活保護制度における自動車の所有、借用の取扱いについて初めて裁判所の判断が出されたことに本判決の第一の意義がある。また、生活保護法 27 条に基づき出された指示に違反したことを理由に同法 62 条 3 項に基づき、保護の変更、停止、廃止といった不利益処分が課される場合の基本的な考え方を初めて提示した点にも本判決の意義がある。関係者からも注目を集めていた判決であり、実務に与える影響も少なくないものと思われる。

### 2 争 点

生活保護法 62 条 3 項に基づく保護廃止処分の取り消しを求める本件では、本件処分自体に加え

て、その要件になっている先行の27条に基づく指示違反に関し、指示の存否、違法性、指示違反の有無が本件指示に関し争点となった。具体的には次の通りであり、以下順に検討する。

(1) 本件指示に関して

- ①本件指示が法27条に基づく指示に該当するか
- ②本件指示の内容の違法性
- ③本件指示違反の有無

(2) 本件処分に関して

- ①本件処分の手続き上の違法性
- ②本件処分の相当性

### 3 本件指示について

(1) 生活保護法27条の趣旨

生活保護法27条1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」として、保護の実施機関に生活指導の権限を与える一方、同法2,3項において「前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。」「第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。」として指導の限界を明確に規定している。立法担当者も27条の趣旨について「保護の実施機関の被保護者に対する生活指導の権能及びその限界について規定したもので、保護の実施機関が被保護者に規律ある生活を維持させ、これが健全な社会の一員として自立していくために必要と認める指導及び指示をなし得ることを定めたもの」と述べている<sup>2)</sup>。このように法27条は、我が国の公的扶助制度が健康で文化的な最低限度の水準を経済的に保障するだけに止まらず、被保護者の自立助長のため、生活指導という形で積極的、後見的に介入する場合があることを明示し、その上で介入の限界を明確化したものである。同条については、立法時の厚生省原案が「行政機関の権限確保に傾き過ぎて」いるとしてGHQの注意を受け、被保護者の自由との調和を図るため、2項、3項などで権限行使に制限を加えて現行規定のようになったという経緯があり<sup>3)</sup>、我が国の公的扶助制度が、

被保護者の自由と生活指導という形での介入との調和をどう図るかという問題を立法時から内包していたことがわかる。本件は、秋田加藤訴訟<sup>4)</sup>、福岡中島訴訟<sup>5)</sup>と並んで「必要最少限度の指導・指示」と「被保護者の自由の尊重」の調和の内実が問われる事件である<sup>6)</sup>が、公権力と被保護者の関係という公的扶助制度の本質に関わる問題が制度施行後半世紀近くを経て相次いで提起されている点は興味深い。

(2) 本件指示が法27条に基づく指示に該当するか

原告は、62条3項による不利益処分が27条の指示違反を要件としていることから、本件指示が、まず口頭による指示を行い、次に文書による指示を行うという正当な手続きを踏んでおらず、保護開始に際し、原告自身に直接関わりのない事項に基づいてなされた一般的注意であって、27条の指示には該当しないと主張した。行政は27条の運用について、「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたい時は、文書による指導指示を行うこととする。」と局長名で通知している。いうまでもなく、通知は行政機関の行動基準にすぎず、「対国民との関係で裁判所で基準として用いられることはない」<sup>7)</sup>が、判決も、27条の指示は、まずは口頭により行い、続いて書面により行うという経過をたどるのが通常と考えられるとしている。その上で、事実関係を詳細に検討し、本件の具体的経過に鑑みれば、口頭による指示を経ることなく、保護開始後直ちに文書による本件指示を行ったことに裁量の逸脱はなく、本件指示は法27条に基づくものとして本件処分の前提たり得るものとしている。

生活保護法施行規則18条は、書面による27条指示に従わなかった場合でなければ62条3項保護の変更、停止及び廃止をすることはできないとしている。しかしそれを考えても、まずは口頭、続いて書面という方式が論理必然的に求められることにはならないように思われる。62条3項の

発動に慎重な手続きを求めることが担保できれば、状況に応じて口頭、文書のいずれかを臨機応変に選択できることとしても差し支えないのではあるまいか。実際、行政も、62条3項の処分を行う場合、(効果が期待されるときは)再度書面による指示を行い、保護の変更、停止、廃止の順で慎重に対応するよう課長名で通知している。それどころか透明性の確保という観点から見れば、27条指示は原則として文書によるべきであるという逆の考え方——ただケースワークの実態から考えれば文書を原則とするというのも現実を離れてしますぎるように思われる——もありえよう。このようにまず口頭、次いで文書という方式を27条指示の原則または通常とする判決や局長通知の考え方は、必須のものではなく、その趣旨は62条3項の適用を慎重に行うことにある。いずれにしろ、指示の対象となるべき被保護者の行為が特定されており、本件の具体的経緯に鑑みれば、本件指示が法27条に基づくものであるという結論自体は妥当である。

なお、本件指示は、行政手続法施行前のものであったが、「自動車の所有、借用及び仕事以外での運転を禁止する」という本件指示は同法2条4号に規定する「不利益処分 行政庁が法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接にこれに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。」に該当するように思われる。そうだとすれば行政手続法施行後であれば、同法13条については適用が除外されている(生活保護法29条の2)ので、処分基準の設定・公開義務(12条)、理由の文書による開示(14条)——本件指示に理由は付記されていなかったようである——が問題になることになる。

### (3) 本件指示内容の違法性

判決は、保護の補足性の原理に基づく「資産の活用」について、「資産」とは要保護者において売却等の処分権限を有するもの——具体的には、所有権や借地権(地上権又は賃借権)——を指すとし、他人からの借用物のように要保護者に処分権限がないものは、法4条の「資産」には含まないとする<sup>8)</sup>。そして、①他の被保護者や保護を受

けていない低所得者との均衡、②最低限度の生活を超えない範囲で保障しようとする法の趣旨(法1, 3, 8条)に反するという2点を理由として「法4条における資産の活用というときに、当該資産が最低限度の生活の内容として適当かどうかという観点からその保有の可否が検討されるのと同様に、借用物についても、その生活として容認できるかどうかという観点も含めて、その借用の可否が検討されることになるのは当然」などとし、借用物は資産とは別であることを前提にしつつも、生活保護制度の趣旨などから資産の問題と同様に借用の可否が判断されるべきだとしている。

その上で、自動車については、一般的には最低限度の生活には相応しくないという観念が依然として根強く、自動車の所有、借用を原則として禁止し、一定の場合に例外的に認めるという現行の取扱いは一応の合理性を有すると判断している。自動車所有に関する判断については、大枠としてはやむをえないものとして一応は認できようが、例外として認められているのは、身体障害(児)者や山間僻地の居住者などについての限られた場合となっている。判決も指摘しているとおり、被保護者の状態、生活環境の実態や自動車の態様などをメルクマールにより弾力的な対応が可能になるよう運用基準の見直しが必要であり、本年度から知事の事前承認を要件として一定の改善がなされた。

問題なのは、「借用」について所有との不明確なアナロジーだけで結論づけているように見え、「借用」ということについて理論的にも実態的にも十分検討しているようには思われないことである。資産の活用の場合、最低限度の生活を超えるものについては、原則として処分し、最低限度の生活のために活用することが補足性の原理から当然に導かれる。しかし、借用物の場合、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」(生活保護法4条。下線は筆者)という補足性の原理からみると使用貸借のように無償の場合で便益が特定できるようなケースについては「その他あらゆるもの」に該当すると

解し、(事後的に)収入として認定することを検討する余地があるかもしれない。しかし一般的には処分権限がない以上、判決も指摘しているとおり、補足性の問題として処理することは困難であろう。

判決が言うように、法1, 3, 8条から借用物を含め最低限度の生活を超えない範囲で保障しようとするのが法の趣旨と言えるであろうか。8条は直接的には、生活保護基準が最低限度の生活の需要を超えないものでなければならないというものである。例えば3条に最低限度の生活を超えてはならないと定められていればともかく、現行法を個別に見る限り借用を制限する直接の根拠となるような規定は存在しないように思われる。

生活保護制度が費用を租税に求め、一般国民の資産又は所得からの移転により支えられる制度である以上、低所得者を含め費用の負担者である一般国民の生活との均衡を無視することはできない。生活保護法8条もそうした趣旨を保護基準という具体的な形で制度化したものであると考えられることから、法1条の「困窮の程度に応じ、必要な保護を行い」というのは、健康で文化的な最低限度の生活を維持することができるもので、かつ一般国民の生活との均衡を失しない範囲で保護を行うという趣旨であると解することができるのではないか。そうだとすれば、一般国民の生活との均衡上問題となるような借用物の利用の制限については、「保護の目的達成に必要な」事項として27条の指示の対象になろう。

しかし、借用の態様は、貸し主は誰か、借用物は何か、借用の目的、必要性、長期か短期か、有償か無償かなど極めて多様である。借用を禁止するのは一般国民の生活との均衡上看過できず、生活保護制度の趣旨を逸脱するようなケースに限定されるべきであろう。判決は、借用を所有同様原則として禁止するという現行の取扱いの不合理性を指摘し、本件指示が裁量権を逸脱したものであると判断するべきであった。なお、「借用」の問題については、基本的な考え方と実務上の取扱いについて、いろいろなケースを想定して別に整理、類型化する必要があり、通達の変更を検討する必

要があろうが、ここではこれ以上踏み込まない。また、別のアプローチとして自動車を借りて使うことが、「支出の節約を図り、その生活の維持、向上に努め」という被保護者の義務(生活保護法60条)に反する場合には、その観点から自動車の借用や使用が制限される可能性があることを付言しておきたい。

前述のとおり、生活保護法27条2項, 3項は生活指導の限界を明確に規定している。従って、判決のように自動車の保有を原則として認めないことに合理性があると考えたとしても、借用の原則禁止に加え、仕事以外での運転まで一切禁止するような本件指示は、必要最小限度に止めなければならないとする重要な法律要件に違反し、憲法13条に抵触する恐れすらあり、無効とされても仕方がなかったように思われる。立法担当者も「被保護者の自由を侵害し、必要の最小限度を超えた指導、指示は保護の実施機関の無権限に基づく無効であり、取り消し得べき行為に止まるものではなく、被保護者はこれに従う必要はなく、又その違反の由をもって保護の変更、停止又は廃止の処分はすることができない。」<sup>9)</sup>として違法性が承継される場合があることを示唆している。

判決は、本件指示の違法性を問題にするよりも、本件処分の相当性を問題にする方が積極的なケースワークの確保、62条の慎重な適用という意味でも合目的であり、「本件指示の表現にやや不適切な部分があったからといって、直ちに本件指示が、その内容において違法性を有することにはならない」と考えたのかもしれない。しかし、個人の人権、人間の尊厳の尊重に最高の価値を付与する憲法を頂点とする我が国の法秩序を考えれば、生活保護制度の趣旨を踏まえ、必要なケースワークには、適正な手続きに則り、躊躇なく取り組むべきであることを担保した上で、本件指示が裁量権を逸脱したものであったと判断することも十分可能であったし、またそうするべきではなかったか。原告側も秋田加藤訴訟の場合のように本件指示が原告の自由を必要以上に制約するものであったことをもっと主張すべきであったように思われる。判決は、指示の表現が不適切であったとして

も被告の対応によっては補完されうるようなことを示唆しているが、原告の基本的な人権を必要以上に制限していることが問題なのであり、それが被告の対応によって相対化されうるという考え方には強い疑問がある。

#### (4) 本件指示違反の有無

事実関係を詳細に検証した上で、「原告の自動車使用については、前記ミモレ・ダイコクへの通勤時の使用を除いても、鳳来軒勤務時等本件指示に違反する利用が認められることは明らかである」とする判決は、本件指示を適法とする立場に立つのであればその通りであろう。ただ、仮に本件指示が一切の借用を禁止するといったものではなく、例えば、「生活保護が一般国民の租税負担によって支えられている制度である以上、自動車などの借用による利用については、一般国民の生活との均衡に配慮する必要がある、事前に担当ケースワーカーに相談されたい」といった妥当なものだったとすれば、原告が本件のような指示違反を犯したかどうか必ずしも明らかではなく、その意味でも本件指示自体を必要以上の自由の制約であり、基本的な人権の侵害であるという観点からもっと問題にすべきではなかったか。

### 4 本件処分について

#### (1) 本件処分の手続き上の違法性

生活保護法 62 条 4 項は、同条 3 項により保護の廃止の処分をする場合には、あらかじめ、日時、場所、処分理由を通知して弁明の機会を与えなければならないとしている。事実関係を見る限り、本件の手続きが懇切、丁寧なものであったかどうかはともかく、上記の手続きを履践した上での処分と認め、手続き上の違法は認められないとした判決に問題があるようには見えない。なお、本件は、行政手続法制定以前の事例であり、問題にはならなかったが、同法の制定に際し、行政手続法の 13 条の規定（聴聞または弁明の機会の付与）については適用が除外された。生活保護法 62 条 4 項で担保されているからという趣旨であろうが、代理人の選任（行政手続法 16 条）や文書閲覧請求（同法 18 条）を認めるなど同法の聴聞手続並の運

用が望まれよう。

#### (2) 本件処分の相当性

立法担当者も、62 条 3 項の運用について「義務違反があったからとて直ちに本項の措置をとるべきものではなく、更に、今一度義務の履行を求めると共に、若しそれでも違反する場合には、本項の処分をする旨をも併せて通知することが必要である」<sup>10)</sup>としており、保護廃止処分の可能性を肯定しつつ、その慎重な適用を求め、62 条 3 項が 27 条の指示に従う義務（生活保護法 62 条 1 項）の履行を確保するための制度としての性格を持っていることを示唆している。行政も、27 条の指示に従わない場合の取扱いについて課長通知で以下のように示している。（当該要保護者の状況により、なお効果が期待されるときは）62 条 3 項の処分を行うのに先立ち、まず、再度 27 条により書面による指導、指示を行う。保護の変更、停止、廃止の適用については、まず、変更で対応し、それでは適当でない場合は、停止、それでも指示に従わなかった場合に廃止する。本件を見ると、再度の書面による指導、指示もしておらず、保護を停止して様子を見るということもしていない。そうした手順を踏むことなくいきなり最も重大な保護廃止処分を行ったことを重きに失し、処分の相当性において裁量を逸脱したものとした判決は当然であり、妥当である。被告が控訴せず、本判決が確定したのも、被告が通知に示された裁量基準に沿った対応すらしておらず、非のあったことを認めざるをえなかったからではあるまいか。

判決は、保護の廃止という重大な処分をするには、違反の程度も保護廃止に相当するような重大なものである必要がある、それに至らない程度の違反については、保護の停止などより軽い処分を選択すべきとして廃止処分の適用に絞りをかけているが、生活保護制度が憲法 25 条で定められた生存権保障の具現化であり、最低生活保障のための最後の拠り所であることを考えれば、一般的な原則として是認できよう。生活保護の制裁的不利益処分における比例原則と考えることができるかもしれない。判決は、指示違反行為の内容やそれに至る経緯、原告の要保護性、さらに本件指示に

問題があることなどを「総合的に考慮し」本件処分が「重きに失し」と判断した。指示違反行為以外の要素を斟酌することに疑問がないわけではないが、いずれにしても何が保護廃止に相当するような重大な違反かについては、結局具体的な事案毎に判断せざるを得ないし、その中で類型化の可能性が検討されるべきであろう。なお、それ以上に指示違反行為による保護の廃止といったことが実際に生じないような制度の運営が望まれることは言うまでもない。

### 5 おわりに

保護の廃止処分を重きに失し、相当性を欠くとして取り消した本判決は結論的には当然であり、妥当であるが、前述のようにその前提としての本件指示についても裁量の逸脱があったと明確に判断すべきであったと思われる。また、自動車の所有を原則として認めないという現行の取扱いについて、一応の合理性が認められるとしては是認したのは、やむをえないものであり、妥当であるが、借用についても所有同様原則として認めないという現行の取扱いは不合理であり、借用については所有とは別に理論面、実態面の検討と理論づけが必要だったように思われる。

### 注

- 1) 従って、生活保護法 69 条に定める審査請求前置を満たしている。
- 2) 小山進次郎 1975『改訂増補 生活保護法の解釈と運用(復刻版)』中央社会福祉協議会 413 頁。
- 3) 小山, 前掲書 53, 54, 414-416 頁, 副田義也 1995『生活保護制度の社会史』東京大学出版会 47 頁。
- 4) 重度障害者が将来の付き添い費用のために蓄えた金員を一部収入認定した事件。秋田地裁平成 5 年 4 月 23 日判決, 判例時報 1459 号 48 頁。
- 5) 高校進学費に充てるため生活保護費から積み

立てた学資保険を進学前に解約させ、返戻金を収入認定した事件。第 1 審, 福岡地裁平成 7 年 3 月 14 日判決判例タイムズ 896 号 104 頁。第 2 審, 福岡高裁平成 10 年 10 月 9 日判決。現在最高裁で係争中。他に評釈として河野正輝『法律時報』71 卷 6 号 96 頁参照。

- 6) 河野正輝 1992「生活保護法の総論的課題」『社会保障法』第 7 号 75-76 頁。
- 7) 塩野宏 1991『行政法 I 第二版』有斐閣 85 頁。
- 8) ドイツでも「使用, 収益, 処分の権能」と「換価可能性」が, 公的扶助制度において活用を求められる資産のメルクマルとなっているようである。ドイツ社会扶助法 88 条 1 項, 小川政亮 1997「(仮訳) ドイツ社会扶助法」『社会保障・社会福祉「改革」資料集』総合社会福祉研究所 677 頁。
- 9) 小山, 前掲書, 416 頁。
- 10) 小山, 前掲書, 648 頁。

### 参考文献

- 河野正輝 (1994)「判例批評」, 『ジュリスト』No. 1039。
- 菊池馨実 (1999)「生活保護受給者に対する保護廃止決定処分の有効性」, 『民商法雑誌』120 卷 3 号。
- 黒沼稔 (1997)『行政手続法と地方自治』, 多賀出版。
- 小山進次郎 (1975)『改訂増補 生活保護法の解釈と運用(復刻版)』, 中央社会福祉協議会。
- 厚生省社会局保護課編 (1981)『生活保護 30 年史』, 財団法人社会福祉調査会。
- 厚生省社会援護局保護課, 監査指導課監修 (各年度版)『生活保護手帳』, 全国社会福祉協議会。
- 塩野宏 (1991)『行政法 I』第二版, 有斐閣。
- 『ジュリスト増刊 行政手続法逐条研究』(1996), 有斐閣。
- 副田義也 (1995)『生活保護制度の社会史』, 東京大学出版会。
- 園部逸夫 (1989)『注解行政事件訴訟法』, 有斐閣。
- 『法律時報』71 卷 6 号「特集——生活保護訴訟」, (1999)。
- 堀勝洋 (1994)「社会保障法判例」, 『季刊社会保障研究』Vol. 29, No. 4。  
(ふくだ・もとお 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部第一室長)